

神奈川最賃千円裁判傍聴記（九）

[NPO かながわ総研「研究と資料」No.178、22～24頁、2013年6月1日刊—原稿]

<http://www6.ocn.ne.jp/~k-soken/kenkyutosiryo/178.html>

下山房雄（かながわ総研元理事長）

第一回裁判の2011年9月26日（月）から足掛け一年八ヶ月になる2013年4月22日（月）の13:30～13:55、第九回の裁判が開かれた。関連の行動を含め以下に参加報告する。

[事前行動] 今回は<全国一律最賃制の実現／時給1000円以上に 全労連>の幟を先頭にしたデモが特に生まれ、イチョウ並木の新緑が深緑に変わりつつある日本大通り近辺に昼休みで出てきた人々にアピールしながら行進した。恒例の裁判所前の集会では、水谷・神奈川労連議長、福田・労連副議長両ベテランのスピーチに続いて、原告3名（女性2名）が訥々と切実に裁判に勝ちたいとの意を表明、特に高齢銀髪男性の原告が特にこの数年頑張っても生活がどうしようもなく苦しい状況になっていると訴えたことが心に刻まれた。

[法廷] 傍聴席84に対して抽選列に並んだ人々は83名。外れ無しだが、抽選締め切りに間に合わなかった人々数名があぶれる。裁判官入廷で、女性陪席判事が男性に代わっていることに気づく。新年度で陪席判事が二人とも交代と後の報告集会で聞くが、これまでの八回の原告の陳述—今日の日本で日常的大量的現象ではあるが毎度泣ける庶民の労働生活の実態陳述がきちんと継承されているのか、改めて不安になる。

裁判長—佐村裕之は変わらない。最初にボンボンと何か両側の弁護士に彼が尋ねる。被告側が3月11日に提出した「準備書面（6）」（以下 α と略称）、原告側が4月22日に提出した「準備書面（7）」（略称 β ）について「口頭陳述をしますか」と尋ね、例によって被告側は<しない>、原告側は<する>との応答。

裁判の建前は口頭陳述だが実際の殆どは陳述無しであり、「準備書面」裁判提出で陳述がなされたとされる。だからこの最初の問答の瞬間に α β に書かれたことが、裁判上で有効な主張となる。傍聴者の大部分は、 α β を抽選列に並んだ折に労連事務局より配布されて手にする。パラっとでも眺めていればよい方で消化はされていない。田淵弁護士担当の原告側の概略陳述は傍聴するわけだが、被告側の主張の内容はまったく未消化のままで裁判傍聴を終わらざるを得ないのである。

さて、その冒頭問答に続き、また田淵弁護士の陳述に先立って、今回新たに10人目の原告となった36歳の青年Sさんが原告陳述を行った。中卒後、蕎麦や、運送ドライバーを経て、大手ファーストフード店にこの15年働いて現在に至っている。いずれも雇用形態はアルバイト。現職は、厨房高熱労働—冷凍室寒冷労働の交替、24時間営業への対応でハードな労働。しかし、時給はこの7年、860円のまま。会社の要員・シフト管理の規制下で、週5日×7時間しか働かず、月収13～14万円しか稼得できていない（860円と月152時間就業で13万円

余と計算される)。他方、支出面では三つの病気が重なって月々の医療費支払が1万3～4千円。健保加入という非正規労働ではラッキーな条件のもとでもこの支出である。他方、通勤費支給は無く、ガソリン代・保険料で月1万3千円は自己負担。そんな次第で「結婚したい」「実家を離れて独立したい」との願望は満たせない。陳述の最後の言葉は「裁判所にもできるだけ私たちが置かれている現実を知ってほしい、私たちの気持ちに共感してほしい」であった。

高い壇上の裁判官たちが、Sさんの発言を、被告「準備書面(6)」における月173.8時間の計算で「格別不合理な点があったとは認められない」の叙述や、生保基準との比較技法の争いでは、生保における医療扶助や通勤費はそもそも全く捨象されていることまで想起して聴いていたかどうか。

次回裁判日程は、6月26日10:00～と決定。被告国側が、国の裁量権の問題についての β の主張への反論を6月14日までに「準備書面(7)」としてまとめ、それが裁判で有効になる次回法廷である。 α は、国の大幅な裁量権を主張し、そのうえで生保基準の賃金換算現行計算式の正当性を主張する二段の形になっていて、 β はそのそれぞれに反論した。 β 反論への被告の再反論は、国の裁量権の問題に限り、計算式の問題は「反論しない」とのことであった。神奈川労連裁判事務局はこの点、国が「白旗をあげる」と断じているが(「最賃裁判ニュース14号」)、ボロが見え見えの現行計算式擁護の論述をするよりも、国に大幅な裁量権があり従ってどういう計算式を使おうが勝手(α の表現—「比較方法の一部に不当が問題となり得る部分があるからといって・・・生活保護の水準への配慮がなかったとはいふことはできない」との論陣を張ろうとしていると私には思われる。

[報告集会] 横浜合同法律事務所での恒例の報告集会では、陳述原告と彼の準備支援を行った女性弁護士、事前集会でマイクを握った3人の原告が、まず挨拶。ついで、田淵弁護士が法廷での口頭陳述簡約版を述べる。私も幾つか質問する形で発言した。その一つは、 β で1992年伊方原発最高裁判決(伊方原発にGOを与えたものだが)に「専門的な委員会が決定した判断基準についても、その合理性について司法審査は及ぶ」との判例がると叙述されていることを意識しつつ、<4月17日の水俣病認定で行政を敗訴させた最高裁判決の論理は我々のこの裁判でも使える?>との質問だった。またフロアからは、声が小さく内容も分かりづらいとのきつい田淵批判が出されたが、自分たちも学習せねばとの結論の発言だったので聞いてまあホッとした。

[被告準備書面 α への評注] 耳で傍聴したのではないが、 α を読んで<そんなあ?!>と反発した論点をいくつか書いておこう。

1) 裁量権と法治主義 被告は行政の裁量権を強く主張し続ける。その程度は、同じ段落の中で(α 第2-3(2)ア)改訂最賃法9条3項は最賃が生保基準を「下回らないように配慮しなければならない旨定めている」が、しかし最賃金額から公租公課控除後の金額が生保「受給額を下回らないよう配慮すべきことが要求されているわけではない」との言説展開を行っている如くだ。それなら最低の沖縄県公租公課率適用だってしなくてもよかったということになる。比較技法の「当・不当の問題にすぎない」と述べて、著しく不当不合理な技法を選択することが許されるとするのだ。近年の護憲運動の高まりの中で広く知られるようになった法治国家概

念を想起しよう。古代国家や中世国家と違って近代国家は為政者の恣意的裁量で権力行使を行ってはならず、憲法に基礎づけられた統一的客観的合理的ルールで施政するのが近代国家なのだ。傍聴記（6）でも書いたように、生活扶助、住宅扶助では平均値を用い、月労働時間、公租公課率では、限界値を用いるといった恣意的裁量は許されない。

2) 全ての労働者？ α は「およそ全ての労働者について、賃金のみをもって」生保基準と同様生活費となることを法は要求していないとも述べる。しかし原告もそうしたことは要求していない！ 子供を抱えるなど非単身労働者については最賃のみでの生活は出来ないと断念している。しかしせめて働く労働者本人だけはフル稼働できれば生保基準での生活ができるようにとのつつましい要求なのである。逆に被告は、生活扶助、住宅扶助の比較金額に平均値を用いることで、前者では65%、後者では71%の人々が単身生保基準以下最賃になる道を歩んでいる。せめて50%の人が救済されるように中位値をとったら、比較基準とすべき生活扶助は87,980円、住宅扶助は41,420円、あわせてプラス4,229円となり、8割の人を救済すべき金額を同様算出すればプラス4,854円となった。その程度の合理性は採るべきだった。

3) 使用者意見＝公益？ 国の「五つのインチキ」は、統一ルールによらずその件その件であるいは平均値、あるいは限界値を使って、比較基準値を低く算定するインチキを含む。しかし、こうした操作による基準値引き下げは金額的には大きくはない。原告＝労連側と被告＝国側との計算で差が大きいのは、住宅扶助の上限値（特別基準額）と実績値加重平均との違い、勤労控除一部参入と全件不算入との違いに因っている。これらを含め全ての国のインチキは、中賃審議会での使用者意見→公益意見→審議会意見→行政職権行使の形で行われている。 α に叙述がある限りで労使審議会委員の意見の採用のされ方を示すと、①月労働時間＝法定基準：労不採用・使採用 ②公租公課負担率＝最低沖縄基準：労不採用 ③勤労控除＝不算入：労不採用 ④生活扶助＝給地別平均値：労不採用・使採用 ⑤住宅扶助＝給地別平均値：使採用 と言う具合だ。審議会議事録など証拠として提出されているものをみれば、 α で触れていない②③での使の意見が採用意見であることが分かったのであろう、 β は「5つの点全てにおいて、公益委員は、結論として使用者意見の主張を採用している」と述べ、 α の「公益委員見解は・・・労働者委員の主張を一方向的に斥け、専ら使用者委員の主張のみを採用したものではない」との主張を正当に批判している。三者構成の審議会意見を十分に尊重しているから、行政の職権行使は正当だと主張は α の軸の一つであるが、その内実は全く不公正・非中立である。

4) 生保受給＝不就労原則？ ところで行政が上記のように尊重する使用者意見がデタラメの極であることを示すのが、月労働時間の計算において「生活保護は就労できない者を支給対象とするものであることからすれば、実労働時間を用いることは適当ではない」と主張していたことだ(α 第2-2(2)ウ)。就労した場合の賃金が生保基準の生活費を上回ることが常態ならば、このような主張は成り立つ。しかし、高度成長期に就労世帯の生保受給が減少した傾向は近年のワーキングプア増大によって逆転している。「平成21年被保護者全国一斉調査」によれば生保受給122万余世帯のうち12.1%＝15万弱が就労世帯だ。

この就労世帯では、勤労収入から所定の勤労控除額を差し引いて、それが生保基準未満だったならば生保受給が可能となる。この控除制度は、1959年度に勤労に必要な経費を控除する趣旨で導入された。そして、経費控除を認めなければ、就労しないで生保受給した方が生活費をより多く獲得できるというモラルハザードを惹起する因果を考慮して、就労自立助長の機能

が後に言われるようになったものである。最賃と生保基準比較では当然に就労生保受給世帯がモデルにならねばならず、勤労控除算入は全く当然必要だ。しかし、生保世帯は不就労との使用者のいいかげんな認識が原点にあるためか、国は勤労控除不算入の立場をとる。なお、勤労控除には①基礎控除②特別控除(年勤労収入の1割)③新規就労控除④未成年者控除⑤通勤費・社会保険料があり、国の「五つのインチキ」に対抗する神奈川労連の是正要求では①しか対置されていない。②と⑤のうちの通勤費も考慮すれば、国のインチキ性は一層に浮き彫りされると私は考えている。